「福祉有償運送」実施の手引き

□ 平成28年4月1日 □ 健康福祉部長寿介護課 □ 地域連携部交通政策課 □

I 登録申請の手続き

1. 登録申請手続きと市町及び運営協議会の役割

福祉有償運送を行うに当たり道路運送法第79条による登録を受けるには、福祉有償運送の実施主体であるNPO法人等は、国土交通省中部運輸局三重運輸支局(輸送・監査 担当:TEL059-234-8411)に対して申請書を提出することとなります。

ただし、当該登録を申請する場合、申請者であるNPO法人等は、当該市町が単独または共同で主宰する運営協議会の合意を得ることが必要です。

2. 福祉有償運送の運送主体

道路運送法による登録を受けて福祉有償運送を行うことのできる法人は、次の非営利 法人等に限られます。

- ①特定非営利活動法人
- ②一般社団法人又は一般財団法人
- ③認可地緣団体
- ④農業協同組合
- ⑤消費生活協同組合
- ⑥医療法人
- ⑦社会福祉法人
- ⑧商工会議所
- ⑨商工会
- ⑩権利能力なき社団

3. 福祉有償運送の登録申請手順

道路運送法に基づく福祉有償運送の登録申請の手順は以下のとおりです。

- ① (運送主体) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局へ登録申請書案を提出 (事前相談)
- ② (運送主体)登録申請書案を市町へ提出 ※提出先は、登録会員が最も多い市町(窓口市町)
- ③ (市町) 運営協議会へ申請書案を提出
- ④ (運営協議会) 福祉有償運送の必要性等を協議
- ⑤(運営協議会)福祉有償運送の必要性を認める場合、その旨を運送主体に通知(協議結果通知=協議が調ったことを証する書類)
- ⑥ (運送主体) 協議結果通知を添付のうえ、登録申請書を国土交通省中部運輸局三重 運輸支局へ提出

⑦ (三重運輸支局)審査のうえ、拒否要件に該当しない場合、登録 また、その旨を運営協議会に通知

4. 登録の有効期間

福祉有償運送にかかる道路運送法による登録の有効期間は、新規登録の場合は2年間、 更新登録の場合は3年となります。

ただし、有効期間中に輸送の安全・利用者利便確保命令を受けた場合や重大事故を起こした場合には更新登録の有効期間は2年に短縮されますのでご注意ください。

5. 更新登録申請について

自家用有償旅客運送者が有効期間満了後も引き続き福祉有償運送を行う場合には、更 新登録を受けることとなります。

この場合、有効期間の満了までに更新登録の申請を行わなければなりません。

したがって、有効期間の満了までに更新登録の申請を行わなかった場合は、天災等特 段の実情がある場合を除き、有効期間を更新することはできませんのでご注意ください。 (新規登録の扱いとなります。)

なお、更新登録の申請は、有効期間満了の2ヶ月前から行うことができますので、申 請の準備は早めに行ってください。

(申請の手順は新規登録と同様ですので、前記3.をご参照ください。)

Ⅱ 福祉有償運送の実施に当たって自家用有 償旅客運送者が行うべき 義務等

道路運送法第79条に基づく登録を受けて福祉有償運送を実施する場合には、登録を受けた自家用有償旅客運送者は、輸送安全・利用者利便の確保の観点から、次の事項が法 令により義務となっておりますので、適正な実施について遺漏のないようご注意くださ い。

1. 旅客から収受する対価の説明義務

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、利用者から収受する対価を、あらかじめ、利用者に対し、書面を提示する等適切な方法により説明しなければなりません。

また、利用者から収受する対価を変更する場合も、同様に、あらかじめ説明しなければなりません。

2. 運転者の要件

福祉有償運送を行う場合、その運転者は、次の要件を備えた者に限られます。

- ①第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- ②第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であって、次の要件のいずれかを備えている者

- 1) 国土交通大臣が認定する講習を修了した者
- 2) 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者

ただし、セダン型車両を使用して福祉有償運送を行う場合は、運転者が前記①又は②の要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備えること、又は次に掲げる要件のいずれ かを備える者を乗務させることが必要です。(運転者か第二種運転免許を有する場合も 必要)

- ①介護福祉士の登録を受けていること
- ②国土交通大臣が認定する講習を修了していること
- ③社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者また、運転者が、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした場合や、その他輸送の安全が確保されないと認められる場合(運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合)には、自家用有償旅客運送者は、当該運転者に対して、独立行政法人自動車事故対策機構(三重支所:0593-50-5188)等が実施する適正診断を受けさせなければなりません。

3. 運行管理責任者の選任

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、事務所ごとに、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者(運行管理責任者)を選任するほか、その他運行管理体制の整備を行わなければなりません。

なお、5両以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所の場合は、事務所ごとに配置する自動車の数に応じて、次の者の中から、必要となる員数(※)の運行 管理責任者を選任しなければなりません。

- ①運行管理者
- ②運行管理者試験の受験資格を有する者
 - (1年以上の実務経験者・基礎講習修了者)
- ③安全運転管理者の選任資格を有する者
- ※必要となる員数
 - ①の場合 ・・・【車両数÷40(1未満切り捨て)+1】人
 - ②、③の場合・・・【車両数÷20(1未満切り捨て)+1】人

また、運行管理責任者が、やむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代務 する者(代務者)を定め、適切な運行管理の実施を確保してください。

4. 安全な運転のための確認及び乗務記録の実施

運行管理責任者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければなりません。(いわゆる点呼の実施)

なお、乗務しようとする運転者に対する確認、指示は、原則として対面で行うことが 必要です。

また、前記の確認を行った旨及び指示の内容は記録し、1年間保存しなければなりま

せんので、ご注意ください。

5. 運転者台帳の作成及び運転者証の表示等

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、乗務する運転者ごとに、必要な事項を 記載した運転者台帳を作成し、その台帳を事務所に備え置かなければなりません。

また、自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、必要な事項を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、利用者に見やすいように表示するか、又は、自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければなりません。

なお、表示、掲示の具体的な方法は、運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、身分証明書の形態により、利用者に見やすいように運転者が携行することとなり ます。

6. 整備管理者の選任

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者(整備管理者)を選任するほか、その他整備管理体制の整備を行わなければなりません。

7. 事故の対応

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応責任者を選任するほか、その他連絡体制の整備を行わなければなりません。

また、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、必要な事項を記録 し、その記録を事務所において2年間保存しなければなりません。

8. 損害賠償措置

自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた利用者の生命、身体、財産の損害を賠償するために、全ての自家用有償旅客自動車について、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の損害賠償責任保険契約若しくは共済契約を締結していなければなりません。

なお、前記保険契約等は、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補 償が免責とされているものは認められません。

9. 車体表示等

自家用有償旅客運送者は、福祉有償運送を行う場合には、自家用有償旅客運送自動車 の両側面に、必要な事項を表示しなければなりません。

ついては、これから道路運送法による登録を受けて福祉有償運送を行う場合には、福祉有償運送の開始に先立ちご準備ください。

また、持ち込み車両の場合等、福祉有償運送等でない用途に車両を用いる可能性のある車両の表示は、誤解を避けるために着脱が容易なもの(マグネット式等)が望ましく、

福祉有償運送等以外の用途に使用中は、当該表示は外してください。

- ○表示事項
 - 1. 名称
 - 2. 「有償運送車両」の文字
 - 3. 登録番号
- ○表示方法
 - 1. 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
 - 2. 文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

10. 登録証写しの備え置き

自家用有償旅客運送者は、福祉有償運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償 旅客運送自動車に備え置かなければなりません。

11. 旅客名簿の作成、備え置き

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、そのサービスを受ける旅客(利用者)について、必要事項を記載した名簿(利用会員名簿)を作成し、事務所に備え置かなければなりません。

なお、名簿の作成管理に当たっては、個人情報保護の観点から適切に管理してください。

12. 苦情処理

福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、利用者から福祉有償運送に関して苦情の申し出があった場合は、その利用者に対して遅滞なく弁明しなければなりません。

また、自家用有償旅客運送者は、利用者から福祉有償運送に関する苦情の申し出があった場合は、必要事項を記録し、その記録を1年間保存しなければなりません。

Ⅲ 福祉有償運送の実施に伴う届出、報告等について

道路運送法第79条に基づく登録を受けて福祉有償運送を実施する場合には、法令のほか、各運営協議会の合意に基づき、次の事項が求められておりますので、手続き等に遺漏のないようご注意ください。

1. 福祉有償運送の廃止にかかる届出

自家用有償旅客運送者は、福祉有償運送を廃止する場合は、廃止の日から 30 日以内に、 三重運輸支局長へ福祉有償運送を廃止した旨を届け出てください。

2. 事故の報告

自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆、火災など国土交通

省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因等必要事項 を国土交通大臣に届け出なければなりません。

3. 自家用有償旅客運送実績報告書の提出

自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送の種別ごとに、毎年4月1日から3月31日までの期間にかかる輸送実績報告書を毎年5月31日までに三重運輸支局長へ提出しなければなりません。

4. 運行状況の報告

福祉有償運送の適正実施を図るためには、利用会員の増減、運転者の変更、運行管理体制等の変更、事故及び苦情対応の状況については、定期的に運営協議会において確認 することが必要です。

ついては、自家用有償旅客運送者は、半期毎(4月~9月、10月~3月)に、運行状況、最新の会員名簿、運転者及びその研修受講状況のほか、事故の発生及び苦情の対応 状況について関係市町へ報告してください。(各半期の翌月20日まで。)

なお、報告された事項については、直近に開催される運営協議会において報告されま すので、ご承知おきください。

Ⅳ 登録事項等の変更について

道路運送法第79条による登録後、登録事項等について変更が生じた場合は、三重運輸支局長へ届出が必要となります。

1. 変更登録申請について

道路運送法の登録を受けた後、自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送の種別、 運送の区域(減少する場合を除く)を変更する場合は、あらためて道路運送法第 79 条の 7に基づく変更登録の申請が必要となります。

なお、この場合は、新規登録、更新登録の申請同様、関係する(運送の区域の含まれる)運営協議会の合意が必要ですので、変更登録申請前の早い時期に運営協議会事務局 市町へご相談ください。

(申請手続きについては、前掲 I をご参照ください。)

2. 軽微な事項の変更について

道路運送法の登録を受けた後、自家用有償旅客運送者が次の事項を変更した場合は、変更があった日から 30 日以内に三重運輸支局長に登録事項変更届出書を提出しなければなりません。

- ○名称、住所、法人の代表者氏名
- ○自家用有償旅客運送の種別 (公共交通空白地・福祉のいずれかを行わない場合に限る)

- ○運送の区域 (減少する場合に限る)
- ○事務所の名称、位置
- ○事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の種類ごとの数
- ○運送しようとする旅客の範囲

3. 利用会員の変更(追加)について

道路運送法の登録を受けた後、利用会員の追加登録を行う場合は、運送の対象要件に該当しているかどうか各自家用有償旅客運送者で判断し、要件に該当する場合は、適宜 利用会員名簿に追加登録のうえ、その運行を開始してください。

ただし、要支援者や要介護認定を受けていない方、身体障害者手帳をお持ちでない方など移動制約者であることが明らかでない一定範囲の方については、登録前にあらかじめ当該者の居住地の市町で、福祉有償運送の対象となることの確認を受けてください。

なお、市町での確認を受ける場合は、あらかじめ利用者等により利用申出書を記載の うえ、市町へ提出してください。

4. 旅客から収受する対価の変更について

道路運送法の登録を受けた後、旅客から収受する対価(運送の対価・運送の対価以外の対価)を変更(値下げする場合も含む)する場合、関係する運営協議会の合意が必要 となります。

ついては、旅客から収受する対価の変更を予定している場合は、変更予定日前の早い 時期に運営協議会事務局市町にご相談ください。

5. 運転者の変更について

道路運送法の登録を受けた後、運転者を増加(追加)する場合は、自家用有償旅客運送者の責任で運転者の要件を確認し、運転者として選任して下さい。

変更に際しては、運転免許書、運転記録証明書、認定講習修了証(第二種運転免許を有していない者に限る)を確認するとともに、セダン型車両を使用して福祉有償運送を 行う場合は、当該運転者(第二種運転免許を有するものを含む)又は乗務員が次の要件 を備えていることが必要ですのでご注意ください。

- ①介護福祉士の登録を受けていること
- ②国土交通大臣が認定する講習を修了していること
- ③社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者 なお変更の際、三重運輸支局及び関係市町への届出は不要ですが、半期ごとの報告に より確認することになりますので、運転者台帳への記載及び運転者の要件を満たす書類 等の保存を忘れないようお願いします。

6. 使用車両の増車について

道路運送法の登録を受けた後、使用車両を増車(追加)、入れ替えをする場合は、自家用有償旅客運送自動車の数を変更することから、変更があった日から 30 日以内に、三重運輸支局長に登録事項変更届出を提出しなければなりません。(前記 2.軽微な事項 の

変更について)

7. 運行管理責任者の変更について

道路運送法の登録を受けた後、運行管理責任者を変更する場合、三重運輸支局長への 届出は不要ですが、自家用有償旅客運送者の責任で運行管理責任者の要件を確認するこ ととなりますのでご注意ください。

Ⅴ 報告書、変更届出書の提出方法について

報告書、変更届出書の提出については、それぞれの内容に応じ、定められた時期に中部運輸局三重運輸支局のほか、関係市町の決められた窓口へ提出することが必要となり、次のとおり取り扱いますのでご協力をお願いいたします。

1. 報告書、変更届出書の提出窓口について

自家用有償旅客運送者は、法令等に定められている報告書、変更届出書(以下「報告書等」という。)については、中部運輸局三重運輸支局へ提出してください。

また、前掲Ⅲ4. 運行状況の報告については、登録会員の最も多い市町(以下「窓口市町」という。)へ提出してください。なお、他の運営協議会の管轄にも属する場合は、それぞれの協議会ごとの窓口市町へ提出します。